

夷地区観光拠点施設基本設計等業務委託
－公募型プロポーザル実施要領－

1 趣旨

本実施要領は、「夷地区観光拠点施設基本設計等業務」に関して、専門的な知識・技術・経験を有する事業者のほか、地域の特性をより豊かに表現・創造できる事業者などからの企画提案を受け、各事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を特定することを目的として、公募型プロポーザルを実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

2 業務の目的

香々地夷地区における「中山仙境（夷谷）」の風光明媚な地域特性を活かした新たな観光振興を推進するため、当該地域における誘客促進施設の整備、及びその活用方法など、誘客促進に資する基本設計を策定し、当該事業予定地の地質構造を把握するため地質調査を行うことを目的とする。

3 業務概要

- (1) 委託業務名： 夷地区観光拠点施設基本設計等業務委託
- (2) 委託期間： 契約締結日から令和8年3月31日（火）
- (3) 業務内容： 別紙「夷地区観光拠点施設基本設計等業務委託 仕様書」のとおり

4 委託上限額

20,000,000円

上記金額（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内とする。

5 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす単体企業または複数法人による共同企業体（以下、「JV」という。）とする。

- (1) 建設コンサルタント部門の「土木：都市計画及び地方計画」「土木：道路」に登録があること、地質調査業者の登録があること、及び建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により一級建築士事務所の登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札参加者の欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。

(6) J Vとして本プロポーザルに参加する場合、次の要件をすべて満たすものとする。

- ① J Vの結成方法は、事業者の自主的な結成によること。
- ② J Vの構成員の代表者は、本業務の中心的役割を担う。

6 スケジュール

- (1) 募集開始（公告） 令和7年 9月 4日（木）
- (2) 質問期限 令和7年 9月11日（木）午後5時まで
- (3) 市からの質問回答 令和7年 9月18日（木）まで
- (4) 参加申込書提出期限 令和7年10月 6日（月）午後5時まで
- (5) 参加資格確認結果通知 令和7年10月 8日（水）
- (6) 企画提案書提出期限 令和7年10月10日（金）午後5時まで
- (7) プレゼンテーション 令和7年10月中旬
- (8) 審査結果通知 令和7年10月中旬

※ただし、各実施日については事務上の都合により変更できるものとする。

7 質問等

本業務に関して質問がある場合は、プロポーザルにかかる質問書（様式3）を用い、メールまたはFAXにて照会すること。

質問を受けた場合は、質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容をホームページで公表する。

件名は、「質問書【業務名】（団体名）」とする。

受付期限：令和7年9月11日（木）午後5時まで

F A X：0978-22-0955

メールアドレス：yasumori@city.bungotakada.lg.jp

8 参加の意思表示

本業務にかかる企画提案について参加を希望するものは、メール、郵送（必着）又は直接持込にて下記の書類を各1部提出するものとする。

- (1) プロポーザル参加届（様式1）
- (2) 会社概要（任意様式（会社パンフレットも可）、又は様式2）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（様式5）

※ J Vとして参加する場合は以下の書類も併せて提出すること

- ・ 共同企業体協定書（様式6）
- ・ 共同企業体連絡先一覧（任意様式）

期限：令和7年10月6日（月）午後5時まで

9 参加辞退の意思表示

プロポーザル参加届（様式1）を提出したが、参加を途中で取りやめる場合には、プロポーザル参加辞退届（様式4）を提出すること。

期限：令和7年10月6日（月）午後5時まで

10 応募者に関する事項

本プロポーザルにおいては、本市の中核的プロジェクトであるという本事業の重要性を考慮するとともに、競争性・透明性を確保するため、応募者数が1者のみの場合、選定委員会で協議し、当該応募内容の審査を行わず本プロポーザルの選定を不成立として取り扱う場合があります。不成立の場合は改めてプロポーザルを実施するか、別の手法により再度選定を検討します。

11 企画提案書等の提出

（１）提出期限：令和7年10月10日（金）午後5時まで

（２）提出方法：持参又は簡易書留による郵送（必着）

（３）提出書類

①企画提案書（A4判、任意様式）（表紙：様式7）

②会社概要書（任意様式）

③業務実施体制（任意様式）

④業務スケジュール（任意様式）

⑤参考見積書（任意様式）

（４）提出部数

①～⑤ 書類を1つに綴じ、10部（正本1部、副本9部）

12 プレゼンテーション

（１）日時：令和7年10月中旬（予定）※ 実施の詳細については各参加事業者にとって連絡する。

（２）場所：豊後高田市役所内で事務局が指定する場所

（３）実施時間：1者につき30分以内（説明20分以内、質疑応答10分程度）とする。

（４）留意事項

- ・ 提出した企画提案書の内容について説明を行い、追加の説明資料については、認めない。
- ・ 1者につき5名以内の出席とする。
- ・ プレゼンテーションに係る経費は参加者の負担とする。
- ・ 本業務を受託した際に担当予定の者を必ず参加させること。

13 評価方法及び評価基準

市が設置する選考委員会において、下表の評価項目及び配点に基づき採点を行う。

ただし、評価点が同点の場合は、見積額の低い方から上位の順位とする。審査の結果、最優秀提案者を選定するとともに第2位以下の順位を決定するが、選考委員の採点結果の合計点が全体の6割に満たない者は選外とする。

評価項目	評価基準	配点
①企画提案書	事業の趣旨及び目的を理解した上で、当地域が持つ自然景観などの資源を最大限に活用した誘客が期待できる提案となっているか。	20点
	提案内容に具体性、実現可能性があるか。	15点
	持続可能で環境に配慮した提案となっているか。	15点
②業務実施に資する独自提案	誘客促進に資する創意工夫を凝らした効果的な独自提案があるか。	20点
③事業実績と業務体制	同種（誘客施設整備等）の事業で実績があり、期待される効果が発揮できているか。事業のスムーズな実施体制が確立されているか。効果的かつ現実的な事業実施が期待されるスケジュールが組まれているか。	20点
④受託金額	事業の趣旨及び目的を理解し、適正な価格提案及び必要経費の算定となっているか。	10点

14 契約候補者の選定方法

選定委員会の委員は、提出された企画提案書等の提出書類について、前項の配点に基づき審査を行い、採点し最も評価点の高い提案者を優先交渉者として選定し、市HP等で公表する。

15 契約の締結

プロポーザル選定結果に基づき、市は優先交渉者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、予算額を上限として契約を締結するものとする。

16 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類および提出内容に虚偽があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合

17 その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用については、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出物は返却しない。
- (3) 審査結果に対する異議の申立ては認めない。
- (4) 最優秀提案者と特定されたことをもって、契約締結が確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。
- (5) 主たる業務を再委託することはできない。

- (6) 提案書の提出を辞退した場合、これを理由にして不利益な取り扱いを受けることはない。
- (7) 本要領に示した書類のほかに市長が必要と認める書類の提出を求めることがある。

18 事業主体および事務局

- (1) 契約者 豊後高田市長 佐々木 敏夫
- (2) 担当部署 豊後高田市 商工観光課 観光係 (担当者：安森)
- (3) 所在地 〒879-0692

大分県豊後高田市是永町39番地3

TEL：0978-25-6219 (直通)

FAX：0978-22-0955

メールアドレス： yasumori@city.bungotakada.lg.jp